

町田市議会事業継続計画
(町田市議会 BCP)

令和2年(2020年)2月21日

町 田 市 議 会

目 次

1. 目 的	1
2. 本 BCP が対象とする災害時の定義	3
3. 町田市議会の役割	5
4. 町田市議会議員の役割	6
5. 町田市議会災害対策委員会（災害対策委員会）の役割	7
6. 町田市議会事務局の役割	8
7. 災害時における議会、委員会及び議員の行動	9
（1）初動段階（発災直後～72時間後）	10
ア 本会議、全員協議会及び議案説明会が開催中の場合	10
イ 委員会、懇談会、及び意見交換会等が開催中の場合	11
ウ 本会議及び委員会等が開かれていない等の理由で 議員自身が登庁していない場合	12
エ 議長が出張等の場合	13
オ 委員会または会派が視察等を行っている場合	13
（2）応急復旧段階（72時間後～1週間後）	14
（3）復旧復興段階（1週間後～2か月後）	15
8. 情報の伝達	16
9. 災害発生時の連絡体制	17
10. 訓練及び被服の貸与	21
11. 本 BCP の見直し体制について	22
12. 災害時における本 B C P に基づく対応（フロー）	23

参 考

13. 町田市議会災害対策委員会設置規約について	24
14. 町田市議会申し合わせについて	26
15. 大規模災害時における議会の対応について	27
16. 安否確認に関する規程について	28

町田市議会事業継続計画

1. 目 的

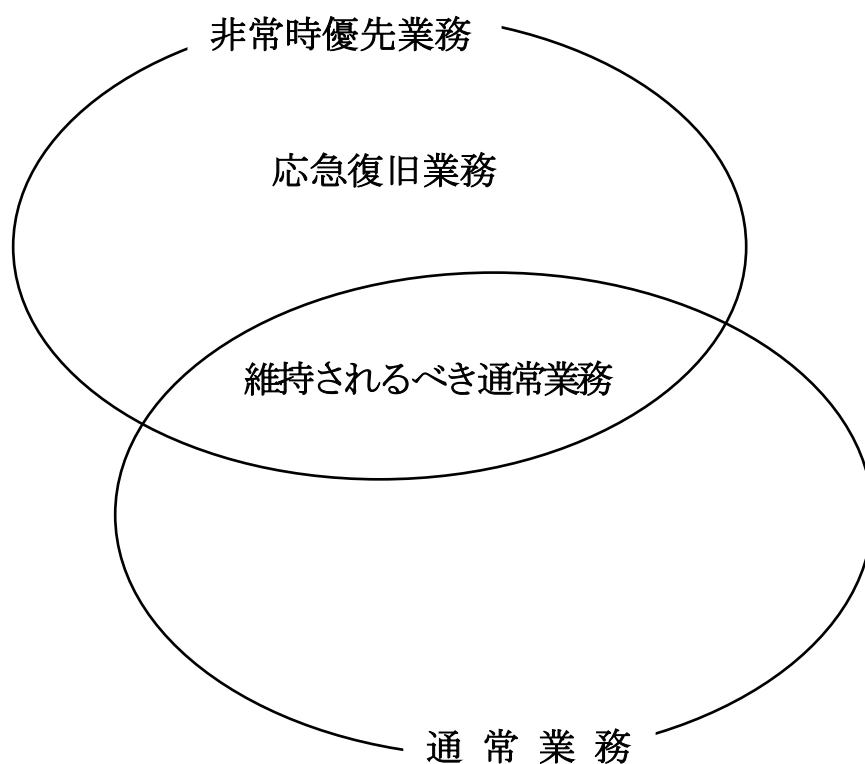
町田市内で大規模な災害が発生すると、市は全庁を挙げて全力で災害対応に当たっていく。そして適時・的確な応急復旧業務を実施することにより市民の生命、身体及び財産を災害から保護していく。そのため維持されるべき通常業務は、市民から真に必要とされるもののみに限定し、注ぎこむことのできる全ての人的資源を応急復旧業務に充てる必要がある。ここでいう、維持されるべき通常業務とは、災害時にも市民生活に不可欠な優先する通常業務であり、この行政サービスを実施することにより市民生活への支障を最小限に防いでいくものである。

町田市議会は、発災後、町田市災害対策本部（以下「市本部」という）と連携を図り、市民の安全確保と災害復旧に向け、迅速かつ適切な災害対策活動ができるよう、非常時優先業務を行うための体制整備を目的として、町田市議会事業継続計画（以下「本 BCP」という）を策定するものである。

※BCP : Business Continuity Plan（事業継続計画）

議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会・議員等の役割や具体的な取り組み等について定めた計画

	業 務	内 容
非常時優先業務	応急復旧業務	市民の生命、身体及び財産を保護するために行われる災害時の業務
	維持されるべき通常業務 (優先する通常業務)	震災時にも市民生活に不可欠な優先する通常業務であり、停止や休止のできない通常業務



2. 本 BCP が対象とする災害時の定義

本 BCP は震災第 3 配備態勢等にかかる災害を対象とする。

災害種別	配備態勢	想定される被害等
地震	震災第 3 配備態勢 その他町田市災害対策本部設置基準も含む	震度 6 弱以上 ●市全域での被害（建物の倒壊及び人的被害、ライフライン被害）や、道路被害等が発生する可能性がある。 ・耐震性の低い建物の倒壊 ・ガス、水道施設の被害 ・一部区域の停電等 ●斜面の崩壊等が発生することがある。 ●火災、電気被害、ガス管被害による災害が発生することがある。 ●全庁的な災害対策活動が求められる。
風水害	水災第 3 配備態勢 その他町田市災害対策本部設置基準も含む	●気象業務法に基づく大雨、洪水、暴風等の警報が発表され総合的な応急対応を必要とするとき ●市内全域に及ぶ台風、集中豪雨、洪水その他の災害が発生したとき ●全庁的な応急対策が必要となったとき
雪害	雪害配備態勢 （雪害対策本部が設置されるための配備態勢）	●公共交通機関の運休、道路交通機能のマヒ、農業施設への被害、避難行動要支援者の一部孤立が数日以上継続し、かつ家屋への被害、人的被害の発生が生じるとき

その他	その他原子力災害、火山災害のほか、航空機事故、鉄道事故、道路災害、ガス事故、NBC 災害、危険物等災害、大規模火災等の大規模な事故災害及び新型インフルエンザ等の感染症、大規模なテロ等大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合で特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき
-----	---

【町田市地域防災計画（2016 年度修正） 133、331、436 頁等参照】

※NBC 災害：N（核物質）、B（生物剤）、C（化学剤）が使用される災害の発生

参 考

町田市議会災害対策委員会設置規約

第 8 条 この規約にいう「災害」とは、市災害対策本部の設置に該当する災害および災害救助法の適用を受けるに等しい災害をいう。

3. 町田市議会の役割

- (1) 町田市議会は、町田市議会災害対策委員会（以下「災害対策委員会」という）を設置し、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに災害復旧を早急に行わせ、もって市民の生命、財産の保全を務めるための体制整備を行う。
- (2) 議長は、発災時における議員全員に対する安否確認の実施を行う。
- (3) 町田市議会は、臨時議会において災害対策委員会を地方自治法上の委員会である町田市議会災害対策特別委員会（以下「災害対策特別委員会」という）とする。
- (4) 町田市議会は、臨時議会で災害対策特別委員会が設置された時はその委員は原則として災害対策委員を選任する。
- (5) 町田市議会は、復旧・復興に向け必要な予算を速やかに審議する。
- (6) 町田市議会は、市本部と連携・協力し、国、東京都、その他の関係機関に対して要望活動を行う。
- (7) 町田市議会は、請願・陳情を受理し、誠実審議を行う。

4. 町田市議会議員の役割

- (1) 議員は、災害が発生したときは、地域における被災者の安全の確保、避難場所への誘導等にできる限り協力する。
- (2) 議員は、災害が発生したときは、いち早く居住周辺地域の被災状況に関する実地調査を行い、情報を収集する。なお、議員の調査地域には、おおむね旧5カ町村の内、議員の居住地の属する町村の範囲を含むものとする。
- (3) 議員は、実地調査の結果、居住周辺地域で必要とされる復旧応急工事、応急必需品等の把握を行うとともに、市本部の対処の問題点を調査する。
- (4) 議員は、把握した情報及び問題点を災害対策委員会に報告する。議員が個々に、市本部に対して処理要請を行うことはしない。
- (5) 議員は、災害対策委員会から受けた市本部の処理結果等の情報を市民に提供する。
- (6) 議員は、議会事務局より発信された安否確認について速やかに返答する。
- (7) 議員は、議員自身や家族等の安全状況及び自宅の被害状況を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を議会事務局に連絡する。

5. 町田市議会災害対策委員会（災害対策委員会）の役割

- (1) 災害対策委員会は、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに災害復旧を早急に行わせ、もって市民の生命、財産の保全を務めるための体制整備を行う。
- (2) 災害対策委員長は、災害発生の連絡を受けた時は、速やかに委員に通報する。
- (3) 災害対策委員は、災害発生の情報を聴取した時は直ちに委員長に連絡し、また委員長から通報を受けた時は速やかに市役所第1委員会室に参集する。
- (4) 災害対策委員会は、災害現地の実態を把握し、全議員に災害状況を周知する。また、災害応急対策、災害復旧の円滑な実施が図られるよう、議員全員の協力を要請する。
- (5) 災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市本部の対処の問題点を集約し、市本部に迅速な処理方を要請する。
- (6) 災害対策委員会は、市本部の処理結果については市本部から翌日報告を受ける。
- (7) 災害対策委員会は、市本部から受けた市本部の処理結果等の情報を議員に報告する。
- (8) 災害対策委員は、市本部からの依頼事項に関することを行う。
- (9) 災害対策委員は、常時防災知識の向上に努めるとともに、それに必要な調査、研究を行う。
- (10) 災害対策委員は、その他災害に関し、議会で特に必要と認めた事項を行う。

6. 町田市議会事務局の役割

市本部が設置された場合、ほとんどの議会事務局職員は通常業務に優先して、速やかに維持されるべき通常業務（災害対応の時でも停止や休止のできない通常業務）に当たるものとする。

災害が業務時間外に発生した場合においても、速やかに職員は議会事務局に参集し、維持されるべき通常業務に当たる。

なお、議会事務局長は、維持されるべき通常業務に当たると同時に、町田市災害対策本部条例施行規則第6条第1項に基づき、市本部の本部員として本部の任務にも当たる。

- (1) 議会事務局は、本会議・委員会に参加している議員、出席者及び傍聴者等の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。
- (2) 議会事務局は、市庁舎（会派室等）にいる議員の安否を確認する。
- (3) 議会事務局は、議長の指示を受けて全議員の安否を確認する。また、議員自ら連絡してきた議員の安否、居所及び連絡先等の情報を受ける。
- (4) 議会事務局は、議事堂内の被災状況を確認する。
- (5) 議会事務局は、災害対策委員会の開催運営準備を行う。
- (6) 議会事務局は、議員からの災害情報等を受け取り、整理し、災害対策委員会に提出する。また、災害対策委員会で精査した災害情報等を、市本部に提出する。
- (7) 議会事務局は、市本部から災害情報等の提供を受け、災害対策委員会に提出する。また、災害対策委員会で精査した情報等を、議員に提供する。
- (8) 議会事務局は、臨時議会の開催運営準備を行う。
- (9) 議会事務局は、議事堂内の被災状況により、会議場所の確保をする。
- (10) 議会事務局は、請願、陳情及び要望書の受付、受理を行う。
- (11) 議会事務局は、議決証明書の発行事務を行う。

7. 災害時における議会、委員会及び議員の行動

本 BCP は震災第 3 配備態勢等にかかる災害を対象とし、下記 3 段階に分けられた非常時優先業務に基づき、議会、委員会及び議員の行動を示したものである。

よって震災第 3 配備態勢等のなかでも被害状況が大きくなればなるほど当然に議会、委員会及び議員の行動マニュアルの実行は発災後から遅くなっていくこととなる。また、逆に被害状況が小さくなれば、議会、委員会及び議員の行動マニュアルの実行は発生後から早くなっていくこととなる。

初動段階	発生直後～7 2 時間後
応急復旧段階	7 2 時間後～1 週間後
復旧復興段階	1 週間後～2 ヶ月後

【町田市事業継続計画（地震編）2016 年 3 月 21 頁参照】

(1) 初動段階（発災直後～72時間後）

ア 本会議、全員協議会及び議案説明会等が開催されている場合（全議員が登庁している時）

- ①議長は、直ちに本会議、全員協議会及び議案説明会等を休憩し、議員、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- ②議長は、災害の状況により、被害が想定される場合は、その日の本会議、全員協議会及び議案説明会等を閉じることができる。
- ③議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。
- ④議員は、議員自身や家族等の安全状況及び自宅の被害状況等を確認し、速やかに安全な場所に避難する。
- ⑤議員は、いち早く住居周辺地域の被害状況に関する実地調査を行い、情報を収集する。
- ⑥議員は、実地調査の結果、居住周辺地域で必要とされる復旧応急工事、応急必需品等の把握を行うとともに市本部の対処の問題点を調査する。
- ⑦議員は、収集した情報を災害対策委員会に報告する。
- ⑧災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市本部の対処の問題点を集約し、市本部に迅速な処理方を要請する。
- ⑨災害対策委員会は、市本部から受けた災害情報及びその処理結果等の報告を、議員に報告する。また、市本部からの依頼事項等を行う。
- ⑩議員は、災害対策委員会からの情報を市民に提供する。
- ⑪議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等からの登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

イ 委員会、懇談会、及び意見交換会等が開催されている場合（一部の議員が登庁している時）

- ①委員長は、直ちに委員会、懇談会及び意見交換会等を休憩し、委員(議員)、出席者及び傍聴人の安全を確保したうえで委員会等における被災状況を議長に報告する。
- ②委員長は、災害の状況により被害が想定される場合は、その日の委員会、懇談会、及び意見交換会等を閉じることができる。
- ③委員長は、必要に応じて委員を待機させることができる。
- ④議長は、登庁していない議員の安否確認を速やかに行うよう議会事務局に指示する。
- ⑤議員は、議員自身や家族等の安全状況及び自宅の被害状況等を確認し、速やかに安全な場所に避難する。登庁していない議員は、自らの安否とその居所及び連絡先を議会事務局に連絡する。
- ⑥議員は、いち早く居住周辺地域の被害状況に関する実地調査を行い、情報を収集する。
- ⑦議員は、実地調査の結果、居住周辺地域で必要とされる復旧応急工事、応急必需品等の把握を行うとともに市本部の対処の問題点を調査する。
- ⑧議員は、収集した情報を災害対策委員会に報告する。
- ⑨災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市本部の対処の問題点を集約し、市本部に迅速な処理方を要請する。
- ⑩災害対策委員会は、市本部から受けた災害情報及びその処理結果等の報告を、議員に報告する。また、市本部からの依頼事項等を行う。
- ⑪議員は、災害対策委員会からの情報を市民に提供する。

⑫議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等からの登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

ウ 本会議及び委員会等が開かれていない等の理由で議員自身が登庁していない場合

①議長は、議員の安否確認を速やかに行うよう議会事務局職員に指示する。

②議員は、議員自身や家族等の安全状況及び自宅の被害状況等を確認し、速やかに安全な場所に避難したうえで、自らの安否とその居所及び連絡先を議会事務局に連絡する。

③議員は、いち早く居住周辺地域で被災状況に関する実地調査を行い、情報を収集する。

④議員は、実地調査の結果、居住周辺地域で必要とされる復旧応急工事、応急必需品等の把握を行うとともに市本部の対処の問題点を調査する。

⑤議員は、収集した情報を災害対策委員会に報告する。

⑥災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市本部の対処の問題点を集約し、市本部に迅速な処理方を要請する。

⑦災害対策委員会は、市本部から受けた災害情報及びその処理結果等の報告を、議員に報告する。また、市本部からの依頼事項等を行う。

⑧議員は、災害対策委員会からの情報を市民に提供する。

⑨議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。ただし、議長等からの登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。

エ 議長が出張等の場合

- ①議長が出張中等のときは、帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。
- ②議長は、出張先等にて災害等が発生した場合には速やかに安全な場所に避難したうえで被災状況を副議長に報告する。
- ③議長は、本市及び出張先等の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、出張を終了し帰庁する。

オ 委員会または会派が視察等を行っている場合

- ①視察団の責任者（委員長又は会派代表者等）は、視察先等にて災害等が発生した場合には、速やかに安全な場所に避難したうえで視察団の被災状況を議長に報告する。
- ②視察団の責任者（委員長又は会派代表者等）は、本市及び視察先等の被災状況を勘案して必要があると認めたときは視察等を終了し帰庁する。
- ③議長は、本市及び視察先等の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察団に対し視察等の終了及び帰庁を命ずることができる。

(2) 応急復旧段階（7 2 時間後～1 週間後）

①発災時から継続して、市本部と連携する。

災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市本部の対処の問題点を集約し、市本部に迅速な処理方を要請する。

②災害対策委員会は、市本部の処理結果については、市本部から翌日報告を受ける。

③災害対策委員会は、災害対策委員会への各議員の情報の報告と市本部に対する処理要請は災害後当面の間は毎日行う。

④災害対策委員会は、市本部から受けた災害情報及びその処理結果等の報告を、議員に報告する。また、市本部からの依頼事項等を行う。

⑤議員は、災害対策委員会からの情報を市民に提供する。

⑥町田市議会は、速やかに臨時議会を招集し、復旧・復興に向け、必要な予算を審議する。

⑦町田市議会は、市本部と連携・協力し、国、東京都、その他の関係機関に対して要望活動を行う。

⑧町田市議会は、臨時議会において、災害対策委員会を地方自治法上の委員会である町田市議会災害対策特別委員会（以下「災害対策特別委員会」という）とする。

⑨町田市議会は、臨時議会で災害対策特別委員会が設置された時はその委員は原則として災害対策委員を選任する。

(3) 復旧復興段階（1週間後～2か月後）

①応急復旧段階から継続して、市本部と連携する。

災害対策委員会は、市本部の活動状況に配慮したうえで、市本部から被災や復旧の状況及び今後災害対応について説明を受ける。

②町田市議会は、臨時議会において復旧・復興に向け必要な予算を速やかに審議する。

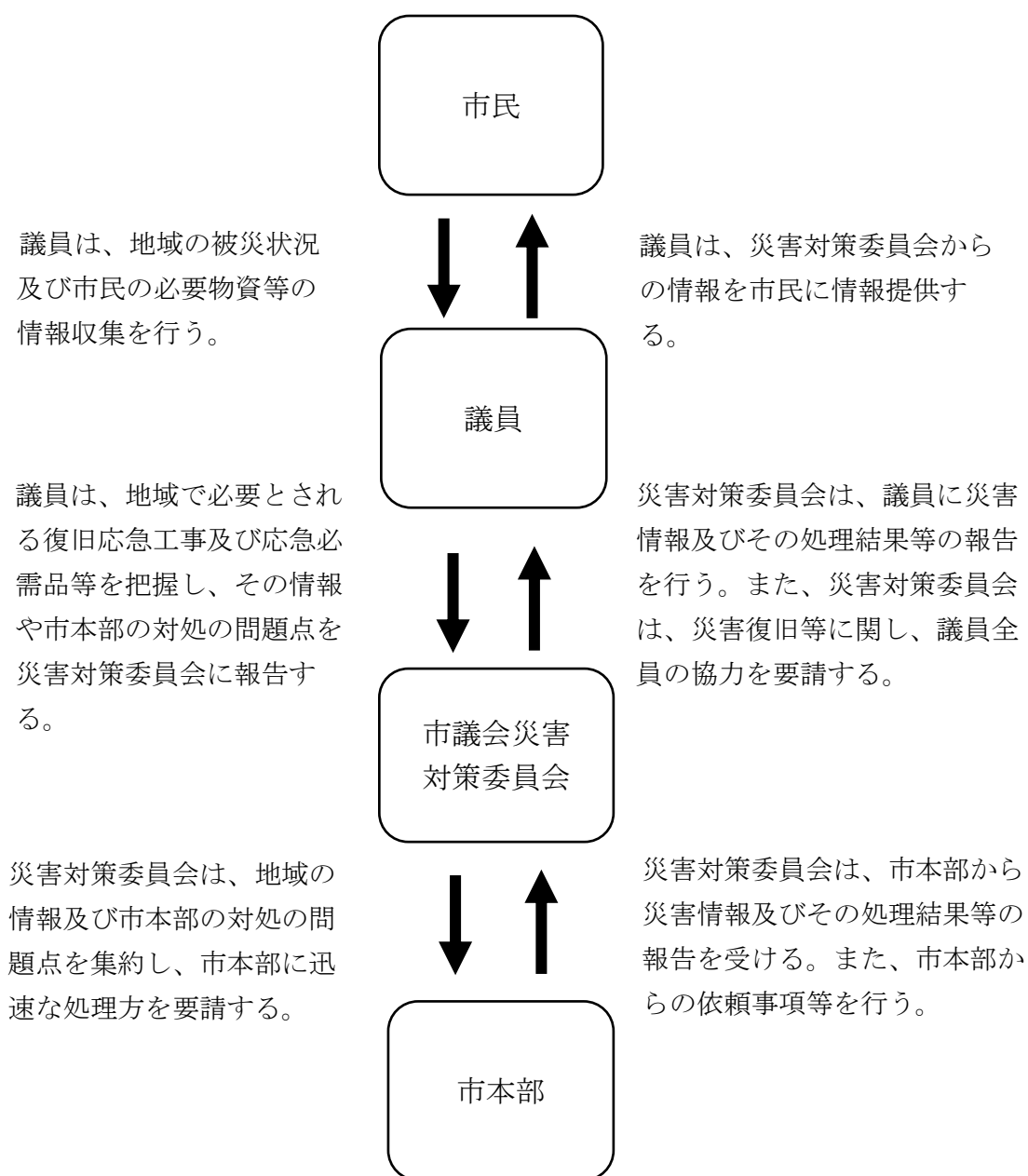
③町田市議会は、市本部と連携・協力し、国、東京都、その他の関係機関に対して要望活動を行う。

④町田市議会は、請願・陳情を受理し、誠実審議を行う。

⑤町田市議会は、議決証明書の発行を行う。

8. 情報の伝達

- (1) 議員は把握した情報及び問題点を災害対策委員会に報告する。議員が個々に、市本部に対して処理要請を行うことはしない。
- (2) 災害対策委員会は、市本部から報告を受け、全議員に情報提供を行う。



9. 災害発生時の連絡体制

(1) 安否確認について（議会事務局からメール発信）

ア 本 BCP が対象とする災害が発生した時は、議長は議会事務局に指示し、速やかに全議員に安否確認メールを発信する。

議員は議会事務局から発信された安否確認メールに対し、速やかに返信するものとする。

イ 議員は少なくとも発災後 7 2 時間以内に議会事務局に議員自身の安否等を連絡する。

(2) 安否連絡について（議員自ら議会事務局にメール発信）

ア 本 BCP が対象とする災害が発生した時は、議員は
gikai010@city.machida.tokyo.jp に自身の安否、居所及び連絡先を発信する。

イ 議員はメール等の使用が制限され、もしくは携帯電話が使用不能の場合は、固定電話または FAX 等を使用し議会事務局に自身の安否、居所を連絡するものとする。

議会事務局電話 042-724-2946・042-724-2171

FAX 050-3161-7663

ウ 議員はメールや電話の通信機器が使えない時は、SNS や災害用伝言ダイヤル「171」を利用し議会事務局に自身の安否等を連絡する。

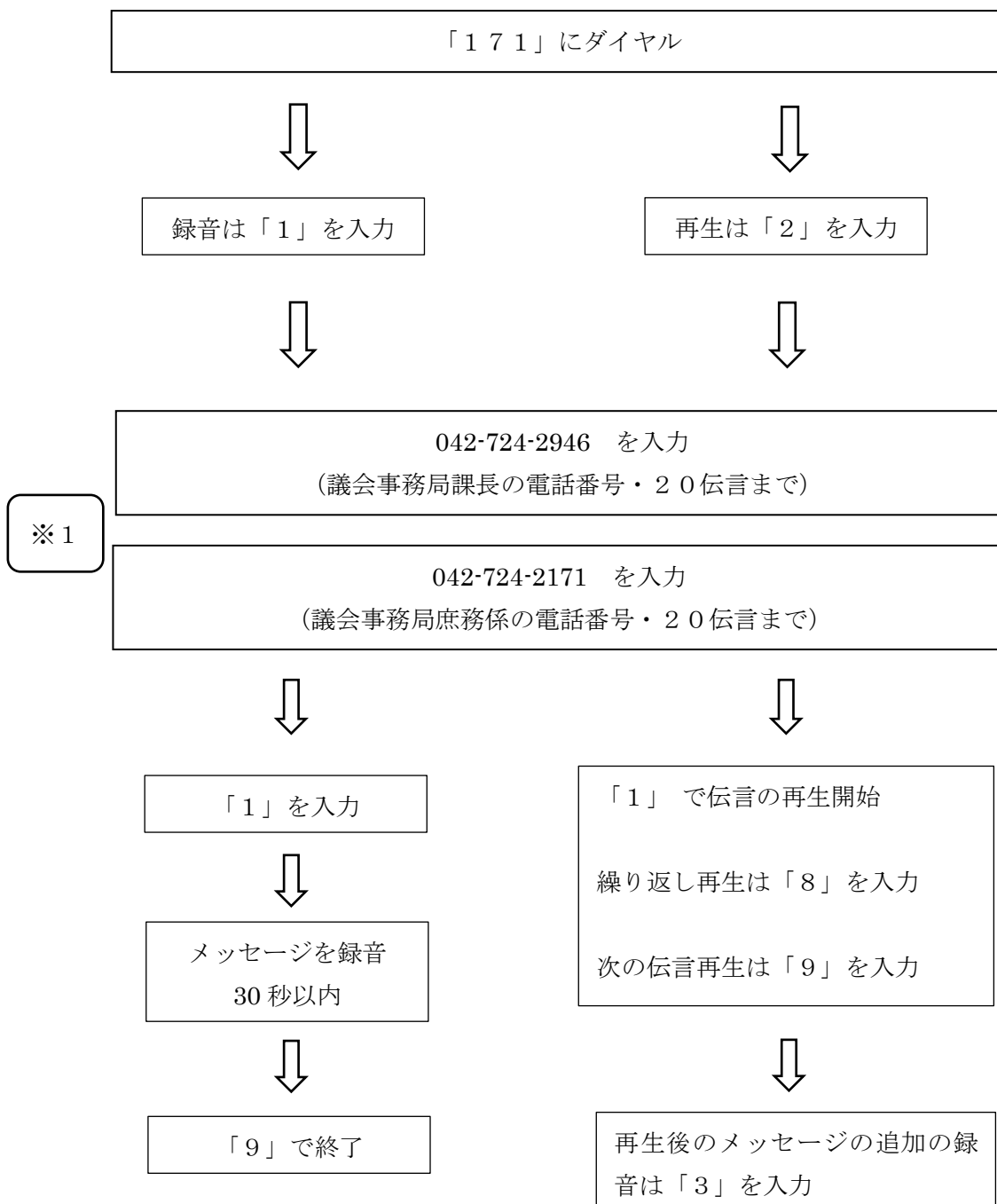
エ 議員は少なくとも発災後 7 2 時間以内に議会事務局に議員自身の安否等を連絡する。

メッセージ入力例 30 秒

- ・議員の〇〇〇〇です。
- ・私の安否は①安全②軽症③重症 です。
- ・参集は①いつでも可能です。②明日なら可能です。
③2～3日で可能です。④不可能です。

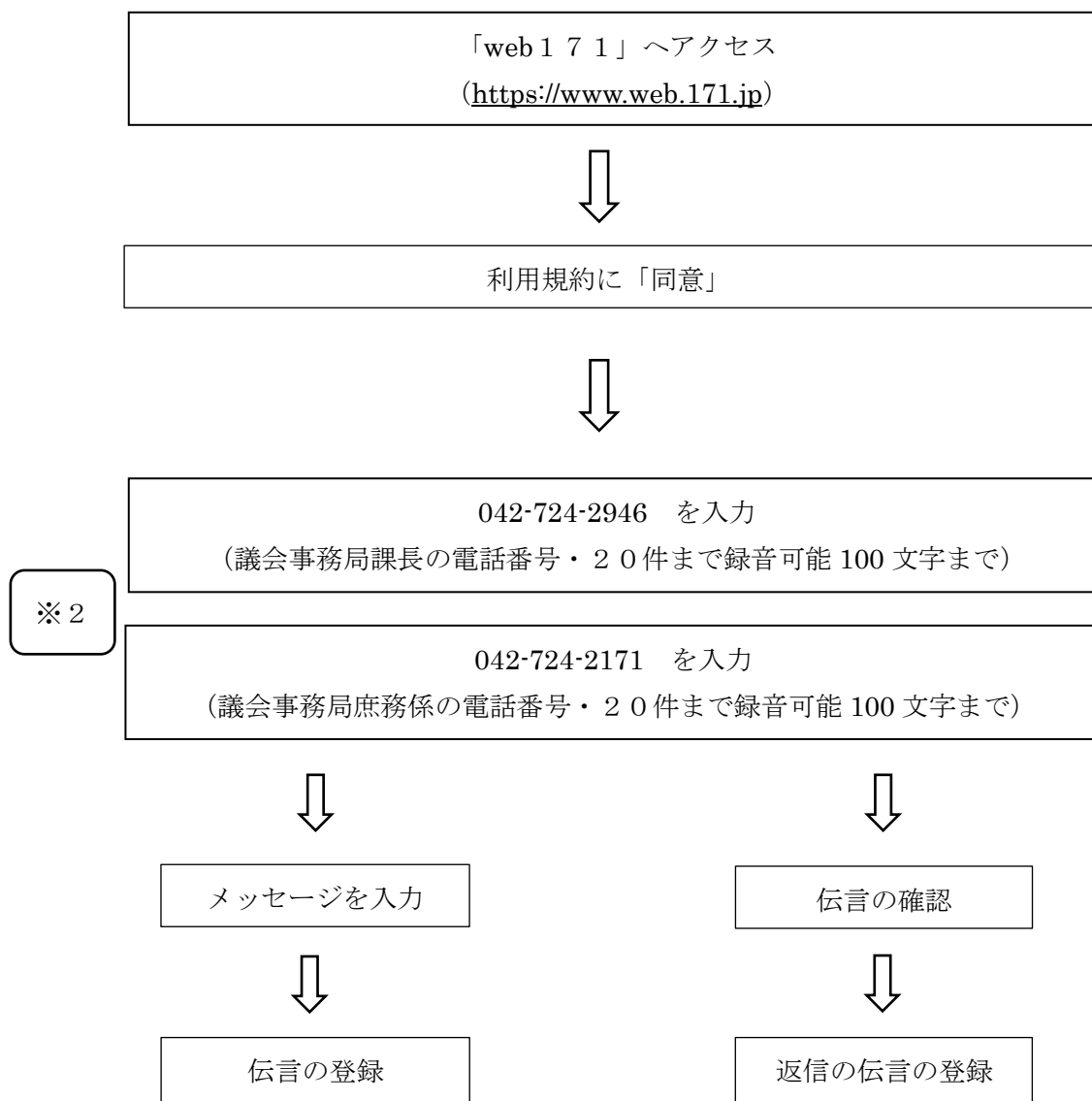
災害用伝言ダイヤル（171）の操作方法

【電話での操作方法】



※1 どちらの電話でも大丈夫ですが、20件の伝言が録音されると録音できなくなりますのでその時はもう1つの電話をお願いします。

【インターネットでの操作方法】



※2 どちらの電話でも大丈夫ですが20件の伝言が入力されると録音できなくなりますのでその時はもう1つの電話にお願いします。

(3) 議員からの情報提供等について

議員からの情報提供等については、災害対策委員会が情報提供を受ける。
議員は、市本部に直接情報提供しない。

議員の登録されているタブレット端末機から議会事務局にメール、電話等で提供する。

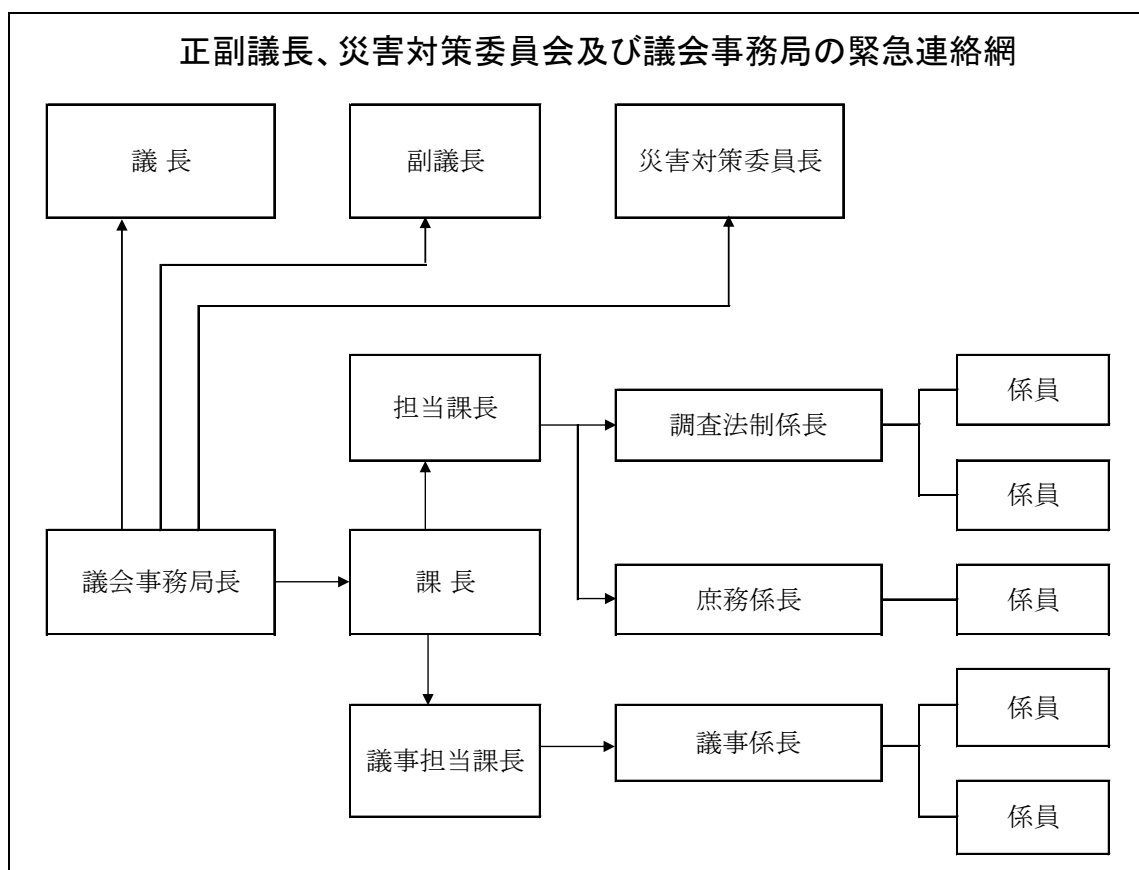
① gikai010@city.machida.tokyo.jp

② gikai@city.machida.tokyo.jp

(4) 市本部からの情報提供について

災害対策委員会は市本部からの報告を受け、登録されている各議員のタブレット型端末機等によってメール、電話等で全議員に情報提供する。

(5) 正副議長、災害対策委員長及び議会事務局の連絡体制



10. 訓練及び被服の貸与

(1) 避難訓練

本 BCP が対象とする災害の発生等を想定した議員・議会事務局職員の参加する訓練を定期的実施し災害対応に対する意識の醸成と対応行動の習得を図ることが望ましい。

(2) 安否確認訓練

本 BCP が対象とする災害発生時を想定した議員の安否確認訓練を定期的実施する。

毎年9月定例会の議案説明会時に全議員で安否確認訓練を行う。

安否確認訓練内容（2018.8.28 テスト例）

災害が発生いたしました。

以下の【氏名】と（1）～（3）に対し、返信をお願いします。

【氏 名】

（1）本人安否

①安全

②軽症

③重症

（2）参集

①可能

②不可能

（3）その他伝言があればお書きください。

(3) 本会議場における避難訓練

本 BCP が対象とする災害発生時を想定した本会議場における避難訓練を定期的実施する。

(4) 被服の貸与

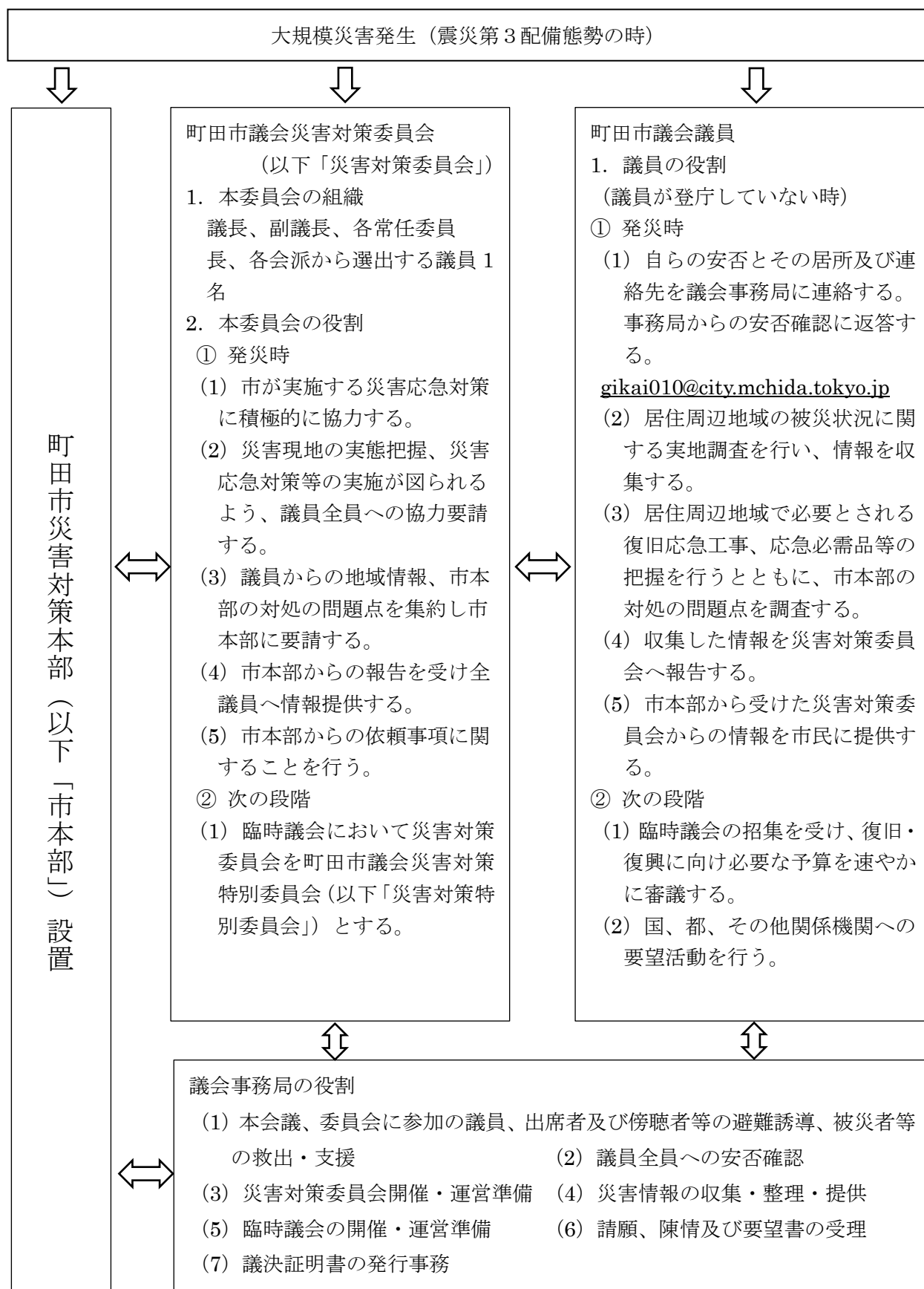
議員が、被災した市民等から明確に「町田市議会議員」とであると識別され、安全に災害対応業務に従事できるよう防災服等の被服を貸与する。

被服のサイズ変更等にも対応できるよう配慮する。

1 1. 本 BCP の見直し体制について

- (1) 防災訓練により収集した情報や新たに課題が発見された時は、本 BCP はその都度見直し改正を行うものとする。
- (2) 本 BCP の見直しは災害対策特別委員会及び災害対策委員会で行うことができる。

1 2. 災害時における本 B C P に基づく対応（フロー）



参 考

13. 町田市議会災害対策委員会設置規約について

町田市議会災害対策委員会設置規約（昭和46年12月22日議会規約第1号）

（目的および設置）

第1条 議会は、災害時において、市が実施する災害応急対策に積極的に協力するとともに、災害復旧を早急に行なわせ、もって市民の生命、財産の保全につとめるため、災害対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第2条 委員会は次の者をもって組織する。

議長

副議長

各常任委員長

各会派から選出する議員1名

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。

（委員長および副委員長）

第4条 委員会に委員長および副委員長1人を置く。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は、必要に応じ委員会を招集するとともに、委員会を代表し、災害時の指揮を行なう。

4 副委員長は、委員長に事故あるとき、または欠けた時にはその職務を行なう。

（委員会の活動範囲）

第5条 委員会の活動範囲は、おおむね次の事項とする。

（1） 災害時の状況報告を受け、被害状況に応じ現地活動を行なう等、実態にあった措置をとる。

（2） 災害現地の実態を把握し、全議員に災害状況を周知せしめ、災害応急対策、災害復旧の円滑な実施が図られるよう、議員全員の協力を要請する。

（3） 委員会は、防災知識の向上に努めるとともに、それに必要な調査、研究を行なう。

（4） その他災害に関し、議会で特に必要と認めた事項

（災害発生時の態勢）

第6条 委員長は災害発生の連絡をうけた時は、すみやかに委員に通報する。

2 委員は、災害発生の情報を聴取した時は、直ちに委員長に連絡し、また、委員長から通報を受けた時は、すみやかに市役所第一委員会室に参集する。

(防災服等の貸与)

第7条 委員および全議員は、災害時の活動を十分ならしめるため、次の防災服等の貸与を受ける。

- (1) 防災服上下、および帽子
- (2) 雨合羽上下、および長靴
- (3) 安全帽（ヘルメット）

2 貸与を受けた防災服等は各自保管し、議員の身分を有しなくなった時は、すみやかに返済する。

(災害の定義)

第8条 この規約にいう「災害」とは、市災害対策本部の設置に該当する災害および災害救助法の適用を受けるに等しい災害をいう。

(委員会の庶務)

第9条 委員会の庶務は、議会事務局において処理する。

付 則

この規約は、公布の日から施行する。

付 則（昭和52年1月8日議会規約第1号）

この規約は、昭和52年1月8日から施行する。

附 則（昭和30年9月26日議会規約第1号）

この規約は、公布の日から施行する。

14. 町田市議会申し合わせについて

町田市議会申し合わせ事項

第2章 委員会

第7節 災害対策委員会

130 委員の出席（災害対策委規約 2）

委員は、事故により委員会に出席または参集できないときは、議長は副議長を、常任委員長は副委員長を、会派選出委員は会派所属議員を、代理者として委員会に出席または参集させる措置を講じ、速やかに委員長に通知しなければならない。

131 大規模災害（地震等）時の対応

① 委員会の招集（災害対策委規約 6）

災害対策委員長は、災害発生後、直ちに災害対策委員会を招集する。

② 災害対策特別委員会への移行

災害対策特別委員会が設置されたときは、災害対策委員会が同特別委員会に移行する。

③ 個別処理要請の禁止

委員を初め各議員は、原則として市災害対策本部に対して個別の処理要請を行わない。

15. 大規模災害時における議会の対応について

大規模災害時の議会の対応について（内規）

（委員会の招集）

- 1 災害発生後、市議会災害対策委員長は早期に災害対策委員会を招集する。

（情報収集）

- 2 災害が発生したときは、議員はいち早く居住周辺地域の被災状況に関する実地調査を行い、情報を収集する。なお、議員の調査地域には、おおむね旧5カ町村の内、議員の居住地の属する町村の範囲を含むものとする。

（応急対応の把握）

- 3 議員は実地調査の結果、居住周辺地域で必要とされる復旧応急工事、応急必需品等の把握を行うとともに、市災害対策本部の対処の問題点を調査する。

（情報の報告）

- 4 議員は、把握した情報及び問題点を市議会災害対策委員会に報告する。議員が個々に、市災害対策本部に対して処理要請を行うことはしない。

（処理要請）

- 5 市議会災害対策委員会は、議員から寄せられた各地域の情報及び市災害対策本部の対処の問題点を集約し、市災害対策本部に迅速な処理方を要請する。

（処理結果の報告）

- 6 市災害対策本部の処理結果については同本部から翌日報告を受ける。

（当面の処理要請）

- 7 市議会災害対策委員会への各議員の情報の報告と市災害対策本部に対する処理要請は災害後当面の間は毎日行う。

（特別委員会の設置）

- 8 災害に伴って開かれる臨時会において、市議会災害対策委員会を特別委員会とする。

（委員の選任）

- 9 市議会災害対策特別委員会が設置されたときは、その委員は原則として災害対策委員を選任する。

＜1997年3月21日災害対策委員会において決定＞

16. 安否確認に関する規程について

タブレット型端末機等による町田市議会議員の安否確認等について（内規）

（趣旨）

- 1 大規模地震等災害発生時における初動体制等の確立を目的として、議員の安否確認及び災害対策上必要な情報発信（以下「安否確認等」という。）を議員に貸与されたタブレット型端末機及び議員所有の電子端末機等のメール機能を活用して行うに当たり、その事務の取扱い等について必要な事項を定める。

（対象者）

- 2 安否確認等の対象は、全議員とする。

（安否確認等の発信）

- 3 安否確認等の発信は、次の各号のいずれかに該当する場合、議会事務局から行う。

（1）市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。

（2）その他議長が必要と認めたとき。

（発信する情報）

- 4 発信する情報は、次のとおりとする。

（1）安否確認に係る情報

（2）議長が災害対策上必要と認める情報

（安否確認情報の収集）

- 5 安否確認情報の収集は、次のとおりとする。

（1）議員は、議会事務局から発信された安否確認メールに対し、速やかに返信するものとする。

（2）安否確認に係る情報は、議会事務局において取りまとめるものとし、必要に応じて受信未応答者に再確認を行うものとする。

（登録）

- 6 貸与されたタブレット型端末機以外にも情報の配信を希望する議員は、別の指定する方法により情報配信先を登録するものとする。

（委任）

- 7 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策委員会に諮り、議長が別に定める。

附 則

この内規は、2016年8月23日から施行する。